

首里城正殿復元工事で使用した木材の端材の活用事業応募要領

2019年（令和元年）10月31日未明に発生した首里城火災を受け、現在、関係機関が一体となり早期復元に向けた取組を進めているところです。

再建が進む正殿の復元工事では、国内外の皆様からの寄附金を活用して県が調達した木材が多く用いられ、柱や梁として使用した後に残った木材の端材（以下「端材」という。）が発生しています。

今回、その端材を活用し様々なイベントや活動を行ってもらうことで、首里城への「思い」を多くの人が共有し、形として残していくことを目的として、活用希望者を募集します。

1 事業概要

(1) 主催

沖縄県、沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所、(一財)沖縄美ら島財団

(2) 応募方法

本応募要領を確認のうえ、沖縄県首里城端材活用事業事務局（以下「事務局」という。）あて、所定期日までにメール等で申請書を提出してください。詳細は「2 スケジュール」をご確認ください。

(3) 応募対象者

本応募要領の趣旨・内容を遵守し、端材の引取り・活用が可能な団体等
※反社会的勢力（暴力団または関係企業、これらに準ずる者・構成員）や、それらに自己の名義を利用させる個人や団体は申請できません。



(4) 活用の条件

首里城への「思い」を多くの人が共有し、また「思い」を形として残していく取り組みで、営利を主たる目的としないアイデアに限ります。

(留意事項)

- 営利を主目的とせず、活用に係る経費を回収するための販売は可とします。
- 端材を加工等を行わず、現状のまま販売することは禁止します。
- 活用内容として報告された活用方法以外での使用は禁止します。
- 譲渡時に所有権は活用者（引取者）に移りますので、責任を持って管理等をお願いします。また、提供した端材の返却は不可であり、提供後の苦情については受け付けません。
- 引取った端材を山林や河川等に捨てることは不法投棄となります。やむを得ない事情で端材を処分する場合は、活用者自身で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令を遵守し適正に処分してください。

(5) 提供する端材の形状等

	形 状	大きさ・重さ	写真 (参考)	在庫数
1	八角形	直径 40 cm程度 高さ 10 cm～40 cm程度 重さ 5～20kg 程度		80 個程度
2	円	直径 40 cm程度 高さ 12 cm程度 重さ 6kg 程度		25 個程度
3	半円	直径 35 cm程度 高さ 18 cm程度 重さ 3～4kg 程度		60 個程度

※ 樹種は全て国産ヒノキ。大きさ・重さは、若干個体差あり

※ 端材には以下のような切れ込み等がありますので、予めご了承ください

背割り	切れ込み	ひび割れ
		

2. スケジュール

1	申込	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>申請期間：令和6年3月4日（月）～3月11日（月）正午必着</u> 事務局あてメール、FAX、郵送、持参のいずれかで提出 ● 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 首里城端材活用事業の認定申請書（第1号様式※2枚） ※申請書では、<u>引渡当日の来場者、入場車両（任意保険加入必須）も報告頂きます。提供決定後は、車検証と任意保険のコピー（車両番号と有効期間の分かる状態）の提出が必要となりますので、ご了承ください（申請時に一緒に提出することも可）。</u> ② その他活用の詳細が分かる補足資料 ※申請様式は首里城復興課ホームページからダウンロード https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/toshi/1012859/1012880/1027674.html ※ネットワーク環境にない方は下記事務局へご連絡ください。
2	審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査は提出書類にて行い、必要に応じてヒアリングを行います。 ※審査の結果、希望の数量を提供できない場合があります。 ● 審査結果は、3月13日までメールか電話でご連絡します。 ※申込後に辞退する場合、メールか書面にてその旨報告願います。
3	引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>日時：令和6年3月22日（金）10:00 または 13:00 に集合</u> ● <u>提供場所：海洋博公園地区内（沖縄県国頭郡本部町字石川 424 番地）</u> ※場所の詳細は、譲渡決定後、個別に連絡します。 ● 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・指定場所にて、現状のままお渡しします（事務局にてカッティング等の加工は行いません）。 ・指定場所への入場車両は、原則として1申請者1台までとします。 ・各自で搬出に必要な台車、袋や手袋等の用具類を準備の上、搬出をお願いします。主催者にて器具提供や補助等はありません。
4	実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 端材の提供後、申請した実施期間にて事業を実施してください。 ※日程変更となった場合でも、提供後半年以内に実施願います
5	報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施後1ヶ月以内に、第3号様式「首里城端材活用実施報告書」を事務局へ提出願います。

3 問い合わせ、書類提出先

沖縄県首里城端材活用事業事務局（県土木建築部首里城復興課）

担当： 瀬長・上原・前川・小浜

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

Mail: aa068501@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-943-0140 / FAX: 098-862-3825